

消費者被害注意情報

201805号

平成30年12月6日

島根県消費者センター

神谷(啓発)・田邊(相談)

Tel:0852-22-5103

Fax:0852-32-5918

E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp



男性の通販トラブル増加！

健康食品、スキンケア、ダイエットや筋肉増強サプリも

(相談事例)

- スマートフォンのサイトで精力剤を見つけ、連絡先に電話をかけたが繋がらなかった。その後、外国人と思われる相手から電話がかかり、メールアドレスを教えると「コンビニ決済をして13桁の数字を教えて」との説明を受けた。どうしたらいいだろうか。（60歳代）
- テレビショッピングで「濃いヒゲを抑える効果がある乳液」が980円というのを見てパソコンから注文した。月末に商品が届いた後、2回目の商品が届いたので電話で断った。しかし、その後も商品の送付が続き、高額な請求書が届いた。（50歳代）
- ネット通販でお試し500円の筋肉増強サプリメントを注文した。ところがサイトをよく見ると、4回の定期購入で総額2万円、途中解約なら差額を支払うことになっていた。「解約は電話で」とあるが、電話番号が分からない。（40歳代）

県消費者センターから

健康増進や身だしなみに気を使う男性が増え、周りを気にせず気軽に注文できるネット通販やカタログショッピング、テレビショッピングなど、様々な通信販売が利用されていますが、一方でトラブルも増えています。

通信販売については、広告に表示する内容等が「特定商取引法」で定められています。しかし、文字が小さく分かりにくいなど、表示に問題がある場合もあります。
申し込みをする前に利用条件等を十分確認することが大切です。

通信販売を賢く使うためのチェックポイント

ポイント1：「定期購入」が条件になっていないか確認する。

（「お試し」といった表示に惑わされないよう注意が必要です。）

ポイント2：解約や返品の条件を確認する。

（通信販売には、クーリング・オフの制度はありません。）

ポイント3：前払いは避ける。

（業者と連絡が取れなくなるおそれがあります。）

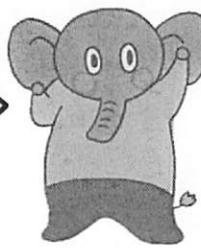
トラブル相談は

消費者ホットライン

局番なしの 188
泣き寝入りは い や や

お近くの消費生活センター等につながります

契約内容に疑問がある場合
や、トラブルになったときは、
ためらわずに相談して
ほしいゾウ！



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん